

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方研究協力者会議の設置に関する要綱

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方研究協力者会議の設置に関する要綱（平成27年3月31日制定）の全部を改正する。

（設置）

第1条 幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との円滑な接続を図るため、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方研究協力者会議（以下「幼小接続協力者会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 幼小接続協力者会議の委員は、専門的な立場から次に掲げる事項を行う。

- (1) 幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との円滑な接続の在り方に関し、意見を述べること。
- (2) 就学前後の教育の充実に関し、意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校の円滑な接続を図るための必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 幼小接続協力者会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が就任を依頼する。

- (1) 船橋市私立幼稚園連合会の代表者
- (2) 一般社団法人船橋市保育協議会の代表者
- (3) 船橋市小学校長会の代表者
- (4) 船橋市小中特別支援学校教務主任研究協議会の代表者
- (5) 公立保育園管理課長
- (6) 市立保育所の代表者
- (7) 学校教育部長
- (8) 学務課長
- (9) 指導課長
- (10) 保健体育課長
- (11) 総合教育センター所長

(任期)

第4条 委員の任期は、一年以内で教育長が定める。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が前条第2項各号に掲げる者に該当しなくなったときは、委員を解任されるものとする。

(会議)

第5条 幼小接続協力者会議は、教育長が委員に出席を依頼する。

2 幼小接続協力者会議を欠席する委員は、当該会議に付議される事項について、書面により意見を述べることができる。

(座長及び副座長)

第6条 幼小接続協力者会議に座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。

3 座長は幼小接続協力者会議の議事を進行し、副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(庶務)

第7条 幼小接続協力者会議の庶務は、総合教育センターにおいて処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、幼小接続協力者会議に関し、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。